

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年2月24日（令和8年（行情）諮問第212号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第688号）

事件名：特定職員に係る特定通知の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定職員に係る特定日付け特定文書番号厚生労働省大臣官房地方課長通知」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年10月27日付け厚生労働省発地1027第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とした。」とし、特定職員の所属及び官職を不開示としているが、前記不開示箇所は法5条1号に該当せず、かつ同号ただし書イ、ハに該当しており、開示されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年9月23日付け（同日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「2021年度に特定労働局に所属していた厚生労働省特定職員の現在（請求日時点）の所属等の人事に係る書類」（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁は、令和7年10月27日付け厚生労働省発地1027第1号により、一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年11月23日（同月26日受付）で本

件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 不開示情報該当性について

法は、法5条本文において行政文書の開示義務を定めるとともに、開示義務が除外される情報（以下「不開示情報」という。）を同条各号に列挙している。そして、同条1号は、不開示情報として、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」を掲げている。

本件対象文書に記載されている「官職」については、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事情とは認められないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、また、現状、公務としての職務遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハに該当する事情も認められない。

したがって、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 新たに開示する部分について

本件対象文書に記載されている「所属」の不開示部分については、法5条各号の不開示情報のいずれにも該当しない情報と認められることから、諮問に当たり開示することとする。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、特定職員の所属及び官職は法5条1号に該当せず、かつ同号ただし書イ又はハに該当する旨を述べている。

しかしながら、本件対象文書に記載されている「官職」については、同号に該当する個人に関する情報であり、かつ、同号ただし書イ又はハに規定する情報に該当しない理由については、上記（1）で述べたとおりである。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分で不開示とした情報のうち、上記3（2）で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行っ

た。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和8年2月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年3月11日 | 審議 |
| ④ 同年9月14日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年10月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分のうち特定職員の所属及び官職は法5条1号に該当せず、開示すべきとして原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、特定職員の「所属」に係る不開示部分は開示するが、「官職」に係る不開示部分は同号に該当し、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果も踏まえ、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 本件対象文書を見分すると、大臣官房地方課長が、特定職員の人事に係る特定労働局長からの協議に対して承認する旨を通知した文書であって、特定職員の「氏名」、「所属」及び「官職」に加え、承認の内容に係る諸情報や承認の内容の実施については人事異動通知書により行い、人事記録に記載する旨が記載されていることが認められる。
- (2) 本件開示請求に係る開示請求書を確認すると、「請求する行政文書の名称等」欄には、2021年度に厚生労働省職員であったとされた特定個人の氏名が明記されており、開示請求時点の当該個人の所属等に関する情報が記載された行政文書の開示を求めるものであることから、本件請求文書の存否を答えることは、特定個人の開示請求時点における厚生労働省での任用の事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。
- (3) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、本件対象文書の記載を念頭に、開示請求書に記載された特定個人の氏名が開示請求時点における職員録（国立印刷局編）に掲載されていないかを確認したが、当該内容の掲載は認められない。さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、該当の時点における特定個人の任用に関わる情報に関しては、処分庁において公にしている情報、あるいは公にすることが予定されている情報ではなかったとの

ことであり、また、公務員としての職務の遂行に係る情報であるとも認められないことから、本件存否情報は法5条1号ただし書イ及びハに該当しない。加えて、当該情報が同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。

(4) したがって、本件開示請求については、本件請求文書に該当する文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

(5) しかしながら、処分庁は、原処分において、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっている。このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書の一部を不開示としたことは、結論において妥当とせざるを得ない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、本件対象文書の存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子